平成２２年（フ）第１１６３８号
東京都練馬区田柄５丁目14―15―604
債務者　池田　桂子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４６号
東京都品川区戸越６丁目６－７―203
債務者　岡　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４８号
東京都大田区大森南４丁目１－１－Ａ―301
債務者　水野恵津子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６６７号
千葉県市川市曽谷７丁目31―11
債務者　藍原和歌江
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５４号
東京都昭島市玉川町１丁目３番１号公団アパート１号館328号
債務者　北原壽惠子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８０４号
東京都八王子市三崎町６番12―604号
債務者　埴生　和男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１３号
北海道帯広市西23条南４丁目26番地　エスポワールⅠ－Ｃ号
債務者　我孫子成年
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
青森市浪館前田１丁目11番37号、住民票上の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒102番地１
債務者　岩川　正文
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
東京都多摩市落川1354番地の22
債務者　藤井　節子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８９５号
東京都西東京市谷戸町１丁目17番２―604号
債務者　大関さゆり
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８９６号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　及川　有三
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０２号
川崎市多摩区東生田１丁目12番１―502号
債務者　塚越真由美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１４６８号
東京都目黒区鷹番２丁目19―３－２Ｆ
債務者　永田　久夫
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２１号
青森県上北郡東北町大字上野字上野152番地１
債務者　伏見　徹郎
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地27棟503号
債務者　小柴冨佐江
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部